

(非公開審議削除)

水産政策審議会

第48回 漁港漁場整備分科会

令和4年3月10日(木)

農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 計画課

水産政策審議会第48回 漁港漁場整備分科会

1. 開会及び閉会日時

開会 令和4年3月10日（木） 午後1時15分

閉会 令和4年3月10日（木） 午後2時43分

2. 出席委員

（委員） 荒木 直子 工藤 貴史 坂本 雅信 定池 祐季
 谷 綾一 橋本 博之 堀内 精二 深川 沙央里

3. その他出席者

（水産庁） 矢花漁港漁場整備部長 田中計画課長 横山整備課長 中奥防災漁村課長 他

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第48回漁港漁場整備分科会会議次第

日時：令和4年3月10日（木）午後1時15分～
場所：農林水産省4F 第2特別会議室
（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1 開 会

2 水産庁漁港漁場整備部長挨拶

3 議 事

（審議・答申事項）

漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の策定について

（諮問事項）

諮問第380号 行政不服審査請求について

（その他）

4 閉 会

午後1時15分開会

○森計画課総括 それでは、予定の時刻になりましたので、ただいまから水産政策審議会第48回漁港漁場整備分科会を開催させていただきます。

私は、本日の進行、事務局を務めさせていただきます、水産庁計画課総括、森でございます。

初めに、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、本分科会の定足数は過半数とされております。本日、現時点で委員定数7名中7名全員御出席いただいております。定足数を満たしております。本日の漁港漁場整備分科会は成立していることを御報告いたします。

本分科会におきましては、原則としてカメラ撮りは冒頭のみ行われます。会議途中でカメラ撮り可とする場合は事務局からお知らせさせていただきますので、よろしく御願いいたします。また、議事及び各委員の御発言内容は後日ホームページにて公表することといたしておりますので御了承ください。

なお、本日は、橋本委員以外の委員におかれましてはリモートでの御参加を頂いております。

会議のリモート開催に当たって、注意事項をお知らせいたします。

会議中、委員の皆様のカメラはオン、マイクはミュートにさせていただき、御自身の御発言の際にはマイクのミュートを解除して御発言をお願いいたします。また、通信状態が悪く音声聞き取りにくい場合には、カメラオフのお願いをすることがあります。審議事項に対する委員の御発言は分科会長からの御指名の順に頂くことを予定していますが、これ以外に御発言がある場合は、挙手ボタン又はチャットにより事務局にお知らせいただくようお願いいたします。

音声聞こえないなど不具合がございましたら、資料の説明途中であってもその旨を御発言いただくか、チャット又はあらかじめお知らせしている事務局への電話での御連絡をお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、音声の不具合等で説明や審議が中断する場合がありますことを御了承願います。

続きまして、本日御出席の委員及び特別委員の皆様を私から紹介させていただきます。

まず、全国漁協女性部連絡協議会会長の荒木委員でございます。

東京海洋大学海洋科学部海洋政策文化学科准教授の工藤委員でございます。

千葉県漁業協同組合連合会代表理事会長の坂本委員でございます。

東北大学災害科学国際研究所助教の定池委員でございます。

日本遠洋旋網漁業協同組合監事の谷委員でございます。

慶應義塾大学大学院法務研究科教授の橋本委員でございます。

株式会社ホリエイ代表取締役の堀内委員でございます。

そして、特別委員のクリエイションwebプランニング代表取締役の深川委員でございます。

続きまして、水産庁側の出席者を紹介させていただきます。

まず初めに、矢花漁港漁場整備部長であります。本日現在所用のため外出中でありまして、後ほど途中からの参加となります。

続きまして、田中計画課長でございます。

○田中計画課長 田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森計画課総括 横山整備課長でございます。

○横山整備課長 よろしくお願ひします。

○森計画課総括 中奥防災漁村課長でございます。

○中奥防災漁村課長 よろしくお願ひします。

○森計画課総括 中村水産施設災害対策室長でございます。

○中村水産施設災害対策室長 よろしくお願ひします。

○森計画課総括 そのほか水産庁の事務局が出席しております。

では、議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。まず、資料番号なしの議事次第、漁港漁場整備分科会委員名簿、座席表、資料一覧。続きまして、資料の右肩に資料番号が付いております、審議事項に関する資料といたしまして、資料1、「第47回漁港漁場整備分科会での委員からの主な意見とその対応」、資料2、「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（案）」、資料3が「漁港漁場整備長期計画（案）」、参考資料1、「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更（案）の概要」、参考資料2、「新たな漁港漁場整備長期計画（案）の考え方について」、参考資料3、「漁港漁場整備長期計画」、こちら現行の長期計画です。さらに、参考資料4といたしまして、「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」、これも現行の基本方針となります。

次に、資料4は、「諮問第380号行政不服審査請求」についての資料、さらに参考資料

5、「漁港漁場整備法第43条の規定に基づく審査請求について」が付いております。

なお、この資料4及び参考資料5は委員のみの配付とさせていただきます。

以上ですけれども、不足しているものはございませんでしょうか。

なお、資料につきましては説明時に画面に表示させていただきますので、適宜併せて御覧いただければと思います。

ここで一旦報道関連のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

これより進行を橋本分科会長にお願いいたします。よろしくお願いいいたします。

○橋本分科会長 それでは、議事に入らせていただきます。着席をして進めさせていただきます。

本日の議事としては、審議・答申事項は1件、漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の策定についてと、諮問事項が1件、行政不服審査請求についてを予定しています。

早速審議に入らせていただきます。

諮問第364号の漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の策定についてでございます。

本件につきましては、昨年7月26日、第44回漁港漁場整備分科会で諮問がございまして、以降4回にわたり審議を重ねてきたものでございます。

それでは、事務局から本日の資料の説明を受けます。事務局より資料1から資料3の説明をお願いします。

○田中計画課長 それでは、資料1から3を用いて御説明をいたします。

資料1を画面に共有お願いいたします。まず、前回第47回の分科会での委員から頂きました主な意見に対しての対応について御説明をいたします。水産業の成長産業化に関する御意見としまして、深川委員より、養殖の整備目標について、種苗の確保から流通までの体制整備が現状70%とあるけれども、熊本県下では種苗の生産が不安定であり、他県に頼るところも多い状況であるという御意見を頂いたところでございます。

養殖の整備目標の設定に当たりましては、全国の養殖生産拠点地域におきまして種苗の生産・餌料の調達、そして養殖場所、また陸揚から加工施設等の三つの段階、これにおける将来の生産目標に対して必要な機能が確保されているかどうか、これを地方公共団体か

ら状況について確認をさせていただき、数値の取りまとめを行ったところでございます。

なお、前回の会議では、現状値70%ということで御報告をさせていただきましたが、その後データの精査を行いましたところ、現状値としては64%ということで、訂正をさせていただきます。

また、委員から御指摘のありました熊本県下の状況でございますが、ノリ・ブリ類・マダイ・シマアジ、こういったものが養殖生産拠点地域の品目として位置づけられておりました、ブリ類につきましては種苗の生産、養殖場所、陸揚施設等三つの段階についてまだ機能が不足している、そういう状況にあると伺っております。

今次長期計画におきましては、このような状況の改善に向けて引き続き整備の推進に努めてまいりたいと考えております。

2点目、漁業生産の確保の観点からは3点御意見を頂いております。まず、工藤委員からは、新たな資源管理との連携ということが重要であるということで、その関連の説明は丁寧に進めていく必要があるという御意見を頂いたところでございます。主にこれは漁場整備に関わるところでございますが、この御意見を踏まえまして、後ほど本文の変更部分御説明させていただきますが、新たな資源管理との連携についてということで、水産基本計画における書きぶりとの整合を図り、その旨を追記することとさせていただきたいと考えております。

具体的には、資源管理と漁港漁場整備の連携につきましては、禁漁区域を設定しながら資源の増殖を図るフロンティア漁場整備などに取り組むとともに、種苗放流のための種苗生産施設の整備などについて新たに事業対象ということにさせていただきました。このような施策を引き続き推進してまいりたいと考えております。

また、定池委員からは、これは長期計画本体ではなくて指標などの説明に用いる資料につきましてですが、「南海トラフ地震等」という表記になっているのに対して、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について言及した方が良いという御意見を頂いたところでございます。

御意見を踏まえまして、この説明資料におきましても、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について追記することとしたいと考えております。

こういった海溝型地震に備えまして、漁業地域の安全・安心の確保を図ることが重要だという認識の下、御指摘のありました積雪寒冷地であるといったなどの特性にも十分留意して対応を進めてまいりたいと考えております。

3点目は、谷委員からでございます。漁場や藻場を考えていく上では、浄水機能を持つ山や森林も欠かすことはできないものであるという御意見であり、漁業者による森づくりの活動が広がることを期待しているという御意見でございました。

当方の認識としましても、漁場環境は、山や流域と密接な関係にあって、連携して取組を進めていくことは重要だというふうに認識をしております。このため、流域におきまして森林整備事業との連携、また漁業者の方々による森づくり活動など、引き続き事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

漁村の活性化の観点からは3点御意見を頂きました。荒木委員からは、今後、「海業」の成果目標の達成に向けて、活動を広げていくための取組が重要であるということをお願いしております。

これも施策を実施する上での市町村あるいは地元の方々と一緒に施策を進めていくことが重要であるということから、その人材や推進体制の確保に注力する必要があると認識をしているところでございます。長期計画が策定された際には、実際に現地へ赴きましてこれらの考え方を説明するとともに、実際の取組が進むよう努めてまいりたいと考えております。

次に、坂本委員から、外国人材につきまして、荷さばき所での業務に就労できていない状況があるとの御指摘いただいたところでございます。

私どもとしましては、水産業の現場では外国人材も含めて重要な役割を果たしておられる。したがって、国籍、年齢、性別を問わず人材の活躍が重要であると認識をしておるところでございます。就労に関する規制により一部就労できていない状況があるということについては引き続き認識した上で、当庁としましては不足する人材の確保と安全で快適な就労の場や生活の場づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、堀内委員から、プレジャーボートについての御指摘を頂いたところでございます。プレジャーボートの受け入れは全国的に大きな問題になっており、漁業者や漁協との連携がうまくいっていない実態もあるということで、無秩序に受け入れる訳ではないということをしっかり説明することという御意見を頂きました。

当方の認識としましても、漁港においては釣りやプレジャーボートの利用というのは適正に行われることが重要だというふうに考えておりまして、現在お示ししております長期計画案におきましても、そのための取組を記載させていただいているところでございます。また、御指摘のありました説明資料につきましても、後ほどお示しいたしますが、記載内

容を修正しております、地方等への説明にはしっかり対応してまいりたいと考えております。

最後、社会情勢の変化への対応についての、工藤委員から、ブルーカーボンの取組に関連して、カーボンオフセットの考え方が昨今注目されており、引き続き検討するようという御意見を頂いたところでございます。

カーボンオフセットの観点、これは藻場の保全を推進する上で重要な視点であるというふうに認識をしております。今回そういった御意見も踏まえまして、漁業関係団体等との連携のほか、企業による社会貢献の取組など様々な活動への働きかけについても今回追記をさせていただいております。これらの取組に対して支援の在り方について引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上が前回の委員の御意見への対応ということでございます。

以下、2月8日、前回の分科会以降、私どもこの長期計画並びに基本方針の最終化に向けまして関係地方公共団体、関係団体との意見聴取、調整、関係省庁との協議、文書審査、水産基本計画や漁港漁場整備基本方針と長期計画、それぞれの記述の整合、そういったところの精査をさせていただいたところでございます。今回はこの基本方針、長期計画並びに説明資料の変更点について、画面に表示しながら変更点を御説明してまいりたいと思っております。

では、資料2を画面に共有お願いいたします。お配りしております資料については、黄色のマーカが付いておりませんが、今回画面に共有させていただくのは、このマーカを付けさせていただいておりますので、その点を中心に見ていただきたいと思います。

それでは、変更点、黄色のハイライトが掛かっておりますので、順に御説明してまいります。

2ページをお願いいたします。これは生産、流通機能の強化、これは表現の適正化のためにこの点変更してございます。

次に、3ページをお願いいたします。これは「サプライチェーンの起点となる」という言葉を足させていただいた、そしてあと、「加工・流通までの」、この点追記をさせていただいております。これは基本計画、長期計画と基本方針の記述の整合を図ったという点でございます。

次お願いします。4ページ、同様に「加工施設」、これを追加をさせていただいております。

ます。

5 ページ、お願いいたします。栽培漁業などの資源管理の施策との連携強化、そして調査・実証などということで、これはその他の取組もあるため追記をさせていただいております。

6 ページをお願いいたします。これは大幅に書き加えているように見えますが、これは国土強靱化に関する防災・減災、国土強靱化の現在の取組というのは、老朽化対策も含めて併せて推進をさせていただいているということから、当該3行の記述については後段の方に記述をしておりましたが、これを前段の方に持ち上げたということでもあります。記述内容についての変更ではございません。書いている位置を変更させていただいたというものでございます。

次に、この将来の潮位変化の増大、波浪の強大化、海域面水位の上昇など、外力の長期変化などを踏まえという点については、これ長期計画において具体的に記載をしておりましたが、これは委員の御指摘もあった点でございますが、基本方針についてこの点反映をできておりませんでしたので、同様の記述を追加をさせていただいたというところでございます。

東日本の関係についてはいずれも記述の適正化でございます。

7 ページをお願いします。「関係者による定期的な訓練を実施するなど」ということで、これは長期計画との記述の整合を図ったという点でございます。

8 ページをお願いいたします。「地元の理解と協力の下」に、また「漁港の多様な利活用を図り」、これについても長期計画との記述の整合を図ったという点でございます。

次、9 ページをお願いいたします。加工・流通などの一貫したということで、記述の追加を行ってございます。また、漁業地域における「津波や高潮など」、「など」を追加させていただいております。

10 ページをお願いいたします。「施設規模の適正化」、そしてその下でございますが、これも具体的な取組を記述の追加をさせていただいたというものであります。中ほどであります、工事の品質確保についてということで、具体的に「適正な工期設定による休日確保」ということで、記述の具体化を図ったというものであります。また、「水産生物の生態系や海洋環境に配慮した施工を管理するための専門的知識を持つ技術者を配置することにより、環境保全に配慮した施工の確保に努める。」これは関係機関、関係団体との調整の結果として、この点についても重要であるということから、今回追記をさせていただ

たものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。これは技術の開発に関する事項ということでございますが、「現場条件に適合した高度な施工技術」、そして「想定される津波・高潮などから漁業地域を防護又は被害の最小化を図る技術」ということで、この点具体的に記載をしたものでございます。

また、リサイクルの推進のところでは、水産系廃棄物について具体的に「貝殻など」という形での具体例の追記を図ったところでございます。

12ページをお願いいたします。「漁港の利活用の改善を図りつつ」ということで、追加させていただいております。

13ページをお願いいたします。これも先ほどと同様に、「気候変動の影響に伴う将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇など」ということで、これを具体化したというところでございます。

その下は記述の適正化でございます。

続いて、17ページをお願いいたします。「再生可能エネルギーの積極的な活用」ということで、「漁港における」という言葉を足させていただいております。場所を特定したというところでございます。

以上が基本方針についての変更点でございます。

続きまして、長期計画の変更点について御説明をいたします。

では、2ページをお願いいたします。この国土強靱化の防災・減災のところではありますが、「国土強靱化基本計画」や「防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策」等を踏まえということで、「国土強靱化基本計画」を追記をさせていただいております。

続きまして、6ページをお願いいたします。まず、上段でございますが、ウの養殖の生産拠点地域におけます成果目標につきましては、これは先ほども御説明いたしましたように、令和3年度は70%となっておりますが、データを精査した結果64%に変更させていただいております。

その下であります。漁場整備におけます試験研究機関との連携体制の構築、調査、実証の強化の観点であります。ここに「都道府県等」ということでしておりましたが、ここに国の研究機関も追加するというので、「国や都道府県等の研究機関との連携体制の構築や調査・実証の強化を図り」ということで追記をさせていただいております。

7ページでございます。これは工藤委員から御指摘のあった点でございました、新たな

資源管理の取組と連携した漁場整備ということで、連携の考え方ということでございますが、「新たな資源管理の着実な推進の方針のもと」ということでこの言葉を足させていただいております。また、種苗生産施設の整備に当たりましては、「高い資源造成効果が見込まれる魚種の種苗生産施設の整備を推進する」ということを書かせていただいております。

次に、（ウ）の藻場・干潟等の保全・創造の推進であります。後段のパラグラフになりますが、「二酸化炭素の吸収量に関する評価手法の開発を踏まえ、水産生物の増殖効果とともに二酸化炭素の吸収効果等の藻場保全取組の重要性を評価し、更なる取組の推進を図る」ということで、昨今ブルーカーボンに関する関心の高まり等を踏まえまして、この点について取組の促進を図るという形にさせていただいております。

また、次に、閉鎖性水域におけます漁場環境改善の取組としまして、「覆砂、作れい、海底耕うん」としておりましたが、ここに「しゅんせつ」というものを足させていただいております。

次に、8ページをお願いいたします。漁業地域におけます大規模津波や高潮等のという形で「等」という言葉を加えさせていただいております。

また、次に8ページの一番下になりますが、「漁港において漁業取締船の係留に必要な岸壁」、これは漁業取締船に必要なというふうにしておりましたが、より対象を目的を明確にするということで、「係留に必要な岸壁」という形にさせていただきました。

9ページをお願いいたします。災害の対応のところではありますが、これは「災害の発生後において、地域水産業の早期回復を可能にするため」ということで、明確にさせていただいたところでございます。また次に、共同利用施設等の強化という形でさせていただいておりますが、どういった強化の内容かということが分かるよう、「耐震性等の」という形で具体的に記述をさせていただいたものであります。

次、10ページをお願いいたします。（オ）の成果目標でございますが、予防保全型の老朽化対策に転換をして、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合を、前回は49%としておりましたが、これもデータの精査をさせていただいた結果、46%に訂正をさせていただきたいと思っております。令和3年度現状値46%から、おおむね70%に向上させるということでございます。

また、その下、欄外になりますが、注釈、最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口とはということで、その定義を書いているところでございます。「南海

トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波の発生による被害が想定される漁港背後集落のうち」という形で、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」の追記をさせていただいております。

続いて、11ページをお願いいたします。ここは表題のところでございますが、漁港の適正な利用という形で表現をしておりましたが、適正か不適正かというよりかは、「多様な利活用の促進」とした方が意図しているところが正確に伝わるのではないかということから、表現の適正化のために修正をさせていただいております。

また、その下でございますが、様々な地域活性化の取組において、この地域のまちづくりの取組との連携も重要だということで御意見があり、その点についても追記をさせていただいております。

続いて、12ページをお願いいたします。これも整備目標のところでございますが、先ほどの表題と同様に、「多様な利活用に向けた取組を行う」という形で表現を修正をさせていただいております。

続いて、13ページをお願いいたします。グリーン化の推進のところでございますが、具体的な取組としまして、「漁港における設備等の電化」の次に、「給電施設の整備」、これは現状漁船に対して、例えば漁船がエンジンを止めている間の陸電を供給する、あるいは冷凍トラックなどへの電気を供給する、そういった目的の給電施設の整備も令和4年度より可能となったところございまして、その点を追加をさせていただいたところございます。

また、この「加えて」以下の文章であります、「漁船の電化・水素燃料電池化に向けた研究開発等の進展も見据え、漁港における対応のあり方を検討する」というものを追記をさせていただいております。これもカーボンニュートラルの観点から、現在技術開発が進められております電動漁船や水素燃料電池を用いた漁船、こういったことが研究開発の進展ある中で、その受皿となる漁港においてもどういう対応が必要なのかというのは検討すべきという御意見もあり、この点追記をさせていただいております。

次に、ブルーカーボンの関係でございます。ブルーカーボンについては、この黄色の網掛け部分、黄色のマーカー部分について追加をさせていただいておりますが、「企業による社会貢献の取組など様々な活動にも働きかけを行い」、このカーボンクレジットだとかそういった取組が広がりを見せる中で、私どもとしましてもこの藻場の重要性に鑑みまして、こういった社会貢献の取組などを様々な活動にも働きかけを行う中でこの藻場保全の

取組を一層強化していくという形の記述をさせていただいております。

このなお書き以下は洋上風力発電についてでございます。洋上風力発電が導入される海域においては、漁業等の海域の先行利用者との協調が重要であることから、事業者等による漁業影響調査の実施や漁場の造成等を通じた地域漁業との協調的関係の構築を図るといふことで、洋上風力発電の在り方につきましては、今後海域における様々な整備などとの関係性も出てまいりますし、何よりもやはり漁業者との協調関係の下で進められることが重要であるという考え方から、この基本的な考え方についてここに追記をさせていただいたものでございます。

以上が基本方針並びに長期計画案についての変更点でございます。

次に、参考資料1につきましては、これは変更がございません。

続きまして、参考資料2をお願いいたします。これは前回の分科会におきましてもお配りしたものでございますが、今後長期計画が策定された後、指標等の説明に對外的説明に用いる資料という位置づけでございます。これについても変更を加えておりますので、変更点について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、10ページをお願いいたします。災害、そして老朽化対策に関する説明となっておりますが、これの④、代表的な成果目標の④、最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口の割合。そしてこの定義について、先ほどと同様に、※2ということで説明をしております。南海トラフ地震等としておりましたが、委員からの御指摘がありました点、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波の発生による被害が想定される」ということで、その旨を明記をさせていただいたところでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。これは堀内委員により御指摘を頂いた点でございます。漁港におけますプレジャーボート等についての利用に当たっては、適正に行うことが重要だということでございます。その点について、前回の説明資料については若干言葉足らずの点がございましたことから、この点について追記をさせていただいております。具体的には、「釣り客、プレジャーボートの適正な利用（マナー向上、ルール作り等）」という形でさせていただいたところでございます。委員御指摘の点につきましては、説明に当たりましてその漁港におけるプレジャーボート、釣り等の利用というのは漁業との共存、そして調整を適正に図りながら行われることが重要だという認識に立って、この点しっかり説明をしてみたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

事務局から説明がありましたとおり、これまでの審議において御意見を頂きました点等について事務局で修正を行ったものであるというふうにお伺いをしました。ありがとうございました。

それでは、資料1から資料3について、御確認を頂き、各委員順番に御意見や御質問を頂きたいと思います。それでは、まず荒木委員、工藤委員の順にお願いをします。荒木委員からよろしく願いをいたします。

○荒木委員 こんにちは、荒木でございます。よろしくお願いいたします。

私の方からはもう特別意見はございません。くれぐれも海業、交流人口の拡大に向けていろんな数字が出されておりますことを確実に目標達成に向けて取り組まれていくことが一番大事なことかと思っております。

以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

では、工藤委員、お願いをいたします。

○工藤委員 私の方からも特にありません。最後まで委員の意見をしっかりと対応して、より良いものができたのではないかというふうに判断しております。どうもありがとうございました。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続けて、坂本委員、定池委員の順にお願いをします。坂本委員からお願いします。

○坂本委員 私の方からも特に付け加えることはないです。よくできて、皆さんの意見を吸い上げた上で作られているというふうに思います。短期間で作っていただきまして、ありがとうございました。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

では、定池委員、お願いいたします。

○定池委員 私からも特段の意見はございません。丁寧な対応していただいたことに感謝を申し上げるとともに、東日本大震災被災地の復興、そして将来災害に備えるべき地域の防災・減災対策について引き続きお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続けて、谷委員、堀内委員、深川委員の順にお願いをします。では、谷委員、お願いします。

○谷委員 谷でございます。

私からも特に申し上げることはございません。あとはこれをもう深くしっかりと実行していくことが肝要になっていくのかなと思っております。どうもありがとうございました。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

堀内委員、お願いをします。

○堀内委員 堀内です。

非常に丁寧で分かりやすい資料だと感じました。私の方からは特段意見はございません。以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

では最後に、深川委員、お願いをいたします。

○深川特別委員 私からも何も追加はございません。細かいところまで御対応いただきありがとうございます。ありがとうございました。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

最後に私、分科会長の意見もということにはなっておるのですが、私も特に申し上げることはございません。委員の先生方からの様々な御発言あるいは御提言を非常に丁寧に拾っていただきまして、短期間に良いものになったというふうに思っております。

例えばプレジャーボート問題みたいなのは、ちょっと古い問題といえますかね、昭和の頃からある問題。洋上風力とかそういった問題は言わば令和の問題、そして震災対応とか復興、こういったものは平成の時代からのつながっている大きな課題ということになるわけですが、そういったいずれそういった問題について今後改めてここで政策の方向性というものを取りまとめて、分かりやすく提示していただいて、大変感謝をしたいというふうに思っております。

何か事務局から御発言あればと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中計画課長 委員の皆様、コメントありがとうございました。いずれも共通する点としまして、ここに掲げた施策について確実にまずは目標、そして施策も含めて確実に達成、そして実行できるようにという御意見、共通かと思っております。私どもとしましてはこういったこの計画が策定された暁には、しっかりとまず地域の皆様に御説明をして、一緒にやっていくということでしっかりとその推進体制も作り、これらの施策の推進並びに掲

げる成果目標の達成に向けて努めてまいりたい、全力を尽くしてまいりたいと思っております。

また、分科会長より御指摘のありましたいろんな時代の状況に応じて、継続の課題、そして新たな課題がこの海や海洋や、水産の世界にも及んできているものがございます。こういった時代の役割に応じて、我々の漁港漁場整備の在り方、そういったものについてもしっかりとその時点時点で検証して適切に対策を講じていくことが大事だという認識を持ってございます。今の時点で想起されるものについてはできるだけこの長期計画の中に反映をさせていただいたところですが、今後とも状況の変化には的確に対応しながら基盤整備を着実に推進してまいりたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○橋本分科会長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見御質問等がないようですので、諮問第364号につきましては、お手元の資料どおりということで取り扱ってよろしいでしょうか。委員の先生方、よろしいでしょうか。よろしいかどうか、何か少し意思表示を示していただければ有り難いんですけれども。

○坂本委員 いいと思います。坂本です。

(「異議なし」の声あり)

○橋本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、そのように決定をしたいと思います。

それでは、答申書を画面に映していただきますので、これを御覧いただきたいと思えます。これまでお知らせしているとおり、審議会令第5条第6項の規定により、本分科会の議決をもって審議会の議決となります。

それでは、答申書を朗読をいたします。

答申書。3水審第67号。平成4年3月10日。農林水産大臣、金子原二郎殿。水産政策審議会会長、田中栄次。

令和3年7月26日付3水港1359号をもって諮問のあった諮問第364号、漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の策定については、下記のとおり答申する。

漁港漁場整備基本方針及び漁港漁場整備長期計画については、別紙1及び別紙2のとおり定めることが適当である。

以上でございます。

ここに記されている別紙1、2は先ほど皆様に御確認いただいた資料2、資料3ということになりますので、その点よろしく願いをいたします。

それから、この答申書は水産政策審議会の会長のお名前で農林水産大臣に出すことになっておりますので、その点も併せて御了承を願います。

それでは、この答申書をお渡しをしたいと思います。

(答申書手交)

○橋本分科会長 本日、無事に答申を出すことができました。これも委員各位のこれまでの御審議の賜物ということでございまして、御協力に対しまして厚く御礼を申し上げます。

それでは、漁港漁場整備基本方針、漁港漁場整備長期計画につきまして、今後どのような日程を経て決定されるのか、事務局から説明をお願いいたします。

○田中計画課長 まず、漁港漁場整備の基本方針でございますが、これは農林水産大臣が策定することとなっておりますので、頂きました答申を基に、省内の所要の手続を経て決定をいたしまして、その後官報掲載などにより公表を行ってまいります。

次に、漁港漁場整備長期計画につきましては、閣議決定が必要となりますので、本年度内に閣議決定を行うべく手続を行う予定でございます。閣議決定のあった後、官報掲載などによる公表することとなっております。

また、長期計画が閣議決定された後、計画の内容について各方面に広く説明していくこととなりますけれども、長期計画の本文に加えまして、本日参考資料として配付をしております長期計画の概要、そして長期計画のポイント等の資料を積極的に活用していきたいと考えております。

先ほどちょっと説明が漏れましたけれども、参考資料2、出ますでしょうか。その16ページをお願いします。先ほど、すみません、参考資料2で説明が漏れておりましたが、長期計画、今までの参考資料2でそれぞれの指標等御説明をするものでありますが、これは長期計画の全体像を1枚で示すようにということで今回改めて作成させていただいたものであります。基本的な考え方、そして成長産業化、漁業生産の確保、漁村の魅力と所得の向上という三つの重点課題。また、中ほどには共通課題として、社会情勢変化への対応、そして事業の円滑な推進、円滑な実施に向けてということで、施策連携の推進や将来像の見える化、人材の育成・推進体制の強化といった施策を書かせていただき、また、上段にはそれぞれの実施の目標と目指す姿を、中段には主な成果目標について、そして下段には整備目標や事業量、こういったものを1枚でまとめさせていただいたものでござい

ます。

参考資料2、そしてこの長期計画のポイントの1枚紙、これらを今後御説明等に使用させていただきますと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○橋本分科会長 どうもありがとうございました。

今後の日程、手順について説明をしていただきました。何か委員の皆さんの方からお聞きしたいというようなことはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に移りますが、諮問第380号は行政不服審査請求に係る議事となります。水産政策審議会議事規則第6条の規定により、漁港管理者の処分に関する不服審査に関わる会議など、審議会が必要と認めた場合については非公開とすることができることになっており、非公開として審議をしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、これより非公開としたいと思います。委員、それから事務局以外の方は恐れ入りますが、御退席をお願いします。

(非公開審議)

(公開審議再開)

○橋本分科会長 それでは、審議を再開したいと思います。

本日の審議はここまでということになりますけれども、何かこの機会に意見交換をしておきたいというようなことがあれば御発言をお願いしたいというふうに思っております。それから、矢花部長がお戻りになりましたので、最後に部長の方からまた御挨拶を頂きたいと思っておりますが、まずは委員の先生方から最後に何か御発言いただければと思うのですが、いかがでしょうか。せっかくですから、順番にまたちょっと一言ずつ御挨拶いただきましょうか。よろしいでしょうか。荒木委員からお願いしたいと思います。一言お願いしたいと思います。お願いいたします。

○荒木委員 荒木ですけれども、私自身このような大きな国の会議に初めて参加をいたしました。最初はウェブでなかなか意見というかしゃべりづらいとか絡みづらいというんですか、そういうこともたくさん経験をさせていただきました。しかし、東京に行つての会議だとそうそうたるメンバーの委員の方の前で意見も出せなかったのかなと思ひながら、漁村というのが各地大変交通の不便なところに点々と存在しておる日本だからこそ、長崎県の西の端に住んでおりますけれども、交流人口の拡大ということで、12年ぐらい前から動いておりました。このコロナで全てが今2年半止まったままですけれども、コロナと

ともに生きていく時代になりつつあるのかなと思って、各振興会の皆さんとともに、これからの受入れ方について検討している最中に海業という言葉が出てきまして、あ、これのかなということ、また再度皆さんとともに持ち帰って、各小さな地域からですけれども、この政策に関わっていただけたらと思っております。

何か大した意見も出せなくて終わりにするのは寂しゅうございますけれども、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○橋本分科会長 ありがとうございました。

では、工藤委員、お願いします。

○工藤委員 私今回初めてこの漁港漁場整備長期計画とその基本方針の策定に関わらせていただいて、非常に勉強になりました。私自身が海洋政策文化学科という学科に所属していて、海洋政策、水産政策について授業を行ったりしているわけですが、そういう意味で教育の面にも非常に勉強になったなというふうに思いますし。

また、私は自分の研究で現地調査行くことが多いんですけども、そういう中でのこの長期計画や基本方針を意識しながら漁村調査をしていくと、またちょっと違う見え方もしてくるだろうし、研究にとっても非常に大きな成果あったなというふうに感じています。

どうもありがとうございました。

○橋本分科会長 ありがとうございました。

それでは、坂本委員、お願いをいたします。

○坂本委員 私は千葉県は銚子の漁港にあります銚子漁業協同組合の組合長をやっているものですから、私どものところの銚子漁港というのは特定第3種漁港であって、日本中から船を受け入れるところでもあります。そういった意味で、ともすれば私どもの漁協というのは漁港整備だけ、そういうのを陳情したり、また国との打合せをしたりというようなそういうことをやっていたわけですが、今回こういう立場で委員として参加させていただいたことによって、漁港というのがもちろん自分のところにも後背地としての水産加工業というのがあり、また自分のところは首都圏にある漁港ですので、そういった意味では観光であるとか、外から来る人々を受け入れるというそういうような面もあるんだという点から、新しく目を開かさせていただいたということで、委員になることによって自分自身も大変勉強になったというように思っています。

今回の長期計画、非常にいい計画で多方面にわたってのかなりある意味野心的な計画だと思っておりますので、こういったものが私どもも一生懸命やらせていただきますけれど、

実現していくような形になれば日本の漁業というのもしっかりした形になっていくんじゃないかというように思っています。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○橋本分科会長 ありがとうございました。

では、定池委員、お願いいたします。

○定池委員 私は北海道出身で、北海道の奥尻島というところで1993年の北海道南西沖地震を経験して、それで災害の研究者になった者なんですけれども、そういった奥尻島ですとか東北ですとか、いろいろな地域の被災地、そして未災地、これから災害を経験するかもしれない地域のフィールドを歩いている中で、コロナ禍で現地に行く機会が減ってしまいましたけれども、こういった長期計画に携わる機会を頂いて、少しでもフィールドを歩いた経験が計画の中に反映することができたのであれば、それはいろいろな地域で学ばせていただいたことの恩返しになったのかなと思っています。

また、こういった長期計画に関わらせていただいた経験を私自身もまた研究者としてフィールドにお返しし、お手伝いしていくことができると考えております。今回は本当に貴重な機会を頂いて、ありがとうございました。

以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございました。

それでは、谷委員、お願いをいたします。

○谷委員 日本遠洋旋網漁業協同組合で理事をしております谷と申します。

私も長崎県で五島列島でございます。荒木委員ともう少し親しくお話をできる機会があればなと思いつつと参加をしてまいりました。

私どもは旋網漁業という立場でということだったんですけれども、正直漁港に関しては、我々の大型船がちゃんと係留できるようにとといったところしか余り関わりがないのかなと、漁場ということになれば、沖合で余りでかい漁場を人工的に作られると、そこでかえって禁漁区域になって漁ができなくなると困るなといったようなちょっと利害関係もあつたりとか。という中で、私が住んでいるところは五島列島ということもありまして、その観点からの意見をいろいろと言わせていただいていたつもりでございます。この分科会で最初に関わり始めた頃から私申し上げていたと思うんですけれども、国の政策レベルでこんなに立派ないろんなやり方うんぬんというのを決めているのに、それを実際に動かしていくいわゆる都道府県あるいは市町村、こういった職員の方々がこういう水産政策を

専門とする部署というのが全国津々浦々どこにでもあるというわけではないと。しかも、あっても人間がたった一人であるとか、そういったことでなかなか実行に移せない、いわゆる毛細血管の末端のところはどんどん血流が流れずに止まっていったというような状況だと思うんですよ、例えるですよ。

私は今回この政策案といいますか、こういったことをしっかり本当にいいものを決めていただいたとされていて、異論はないんだけど、あとはいかに深く、あるいはしっかりと実行していくかというところに懸かってくるんだと思いますということも申し上げたんですが、要は県であるとか市町村であるとかといった実働部隊の皆さんにどれだけこの素晴らしい考え方であるとかといったものがしっかりと行き渡るのか。担当になった方々はその理念に基づいてしっかりと体を動かしてくれるのか、ここを最初の頃から私実は申し上げてたんです。なので、今回せつかくこういう新しい計画が定まるわけなので、あとはこの実行する際の全国の水産関係のお役所の方々が一緒になってこれを実行していけるように、あるいはいくように、そういった指導をまず水産庁の皆さんには求めなきゃいけないでしょうし、我々も何かありましたら地元のとにかく市町村であるとか県であるとかのお役所の方にまず意見を申し上げていくわけなので、そのときに話がスパッと通るように、是非御指導を今後とも頂ければなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

では、堀内委員、お願いをいたします。

○堀内委員 堀内です。

私の方からは、まずは私は青森の日本海側で大型定置を3か統経営しております。主要魚種はマグロ、タイ、ブリになります。

今回次の漁港漁場整備の5か年計画に携わることができて、非常に光栄ですし、大変勉強になりました。私ども漁業者としては、漁港漁場整備に際しては、資源管理、そして付加価値、そして地域発展がキーワードだと思っております。今回の資料等は非常に現場に配慮いただき、いい5か年計画ができたと思っております。1年間大変お世話になりました。誠にありがとうございました。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

では、深川委員、お願いします。

○深川特別委員 私は熊本県の天草の方で、まだ女性活躍といってもまだまだ漁村の方に

そういったことが実際には浸透してない中で、漁業にどっぷり現場で携わるというよりも、間接的に私の場合は水産物のECサイトでの通販事業という形で間接的に関わってきたものなんですけれども、ここにきて、海業という概念が生まれたことにとってもそこが希望を持つことができました。やはり漁村を守っていくための新しい時代のエコシステムを再構築していけるように、今回のこういった基本方針のあたりとか政策を現場にいかに落とし込んでいけるか、それも私も自分にできることを現場のプレーヤーとしてますます努力してまいりたいと改めて思いを強くいたしました。

とてもたくさんのご意見を勉強させていただいて、本当にありがとうございました。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

委員の先生方、どうもありがとうございました。

それでは、部長の方から御挨拶を頂けますか。

○矢花漁港漁場整備部長　遅れてまいりました。部長の矢花でございます。座って失礼をさせていただきます。

橋本分科会長はじめ各委員の皆様には、昨年夏からスタートして熱心に御議論いただきまして、今日答申を頂くこととなりました。この間、様々な御意見を賜り、御協力頂いたことに対して改めて感謝を申し上げたいと思っております。

今各委員の皆様からも御感想がありましたけれども、今回の分科会での意見というのが非常に具体的であり、また建設的な意見が多かったように思っております。できるだけそれをこの計画の中に盛り込むことといたしました。、内容的にも大変充実した中身になったのは皆様方の現場感覚に優れた具体的な御指摘があったからだと思っております。

枕言葉のように非常に厳しい環境にある漁業、水産業というようなことをよく申し上げたんですが、過去5年を振り返ってみても今までに経験したことのないような変化が生じています。それぞれの地域で実際に様々な課題に直面をして対応している皆様からの御意見というのが我々にとっては非常に勉強にもなりましたし、また課題感というものを具体的に認識する契機となったというふうに思っております。環境変化の話、あるいは災害への対応ということ、そしてまた海業という形で、漁村地域を何とか盛り立てていこうという思いがこの言葉に込められて今回こういう形で計画にも載ることになったということでございます。これは恐らくこの何年後かに振り返ってみて、あのときここで海業という言葉がしっかり計画に位置づけられ、改めて脚光を浴びたということは一つの転機になったのではないかと、そんなふうに考えてございます。

このようなすばらしい内容に仕上げていただきましたことへの感謝を申し上げるとともに、これは計画として終わってしまっただけではないものですから、実際に誰が何をやっていくのか、これが非常に重要になってまいります。実践段階が大変重要でありますので、我々もここに書いた計画、そして目指す姿、あるいは指標というものを実際にそれぞれの各地域、現場で実現をして、日本の水産業、漁村の活性化というのが実現できますように尽力してまいりたいと思っております。引き続きの御理解と御協力、また御指導をお願いをいたしまして、御挨拶とさせていただきますと思います。本当にありがとうございました。

○橋本分科会長 ありがとうございました。

それでは、その他何か連絡事項等がありましたら、事務局からお願いをします。

それでは、今後の進行は事務局に交代をいたします。

○森計画課総括 本日の御審議、誠にありがとうございました。

本日の議事及び御発言につきましては、非公開の議事の箇所を除きまして、水産庁のホームページで公表させていただくこととなります。委員の皆様におかれましては、御発言の内容につきまして後日改めて確認させていただきますので、よろしく願いいたします。

漁港漁場整備基本方針及び漁港漁場整備長期計画につきましては、本日答申を頂きましたので、これで終了となります。行政不服審査請求につきましては、先ほど説明しましたとおり、次回は行政不服審査請求に係る公開の意見聴取の公聴会を行っていただく予定となっております。日程は今後調整の上で決定させていただきますので、よろしく願いします。

以上をもちまして、本日の漁港漁場整備分科会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後 2 時 4 3 分閉会